

中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める意見書

中国は、11月23日唐突に、沖縄県尖閣諸島を含む空域に「東シナ海防空識別圏」を設定し、同空域を飛行する航空機に対して飛行計画を事前に中国外務省または航空当局に提出させる等、中国国防省の定める規則を適用するとともに、これに従わない場合には中国軍による「防衛的緊急措置」をとる旨を発表した。

中国のこうした措置は、東シナ海周辺における現状を一方的に変更するものであり、現場海空域において不測の事態を招きかねない周辺諸国に対する極めて挑発的かつ危険なものである。

また、国際法上の一般原則である公海上空における飛行の自由の原則を不当に侵害するものであり、アジア太平洋地域ひいては国際社会全体の平和と安定に対する重大な挑戦であるとともに、東シナ海は多数の民間航空機の飛行経路であり、民間航空の秩序及び安全に対し、多大な影響を及ぼしかねない。

さらには、中国政府が設定した空域は、我が国固有の領土である尖閣諸島の領空があたかも「中国の領空」であるかのごとき表示をしており、このような力を背景とした不当で強引な膨張主義を民主主義・平和主義国家として我が国は断じて受け入れることはできない。

よって、国におかれては、日本の国家主権を断固として守るために、下記の項目を実行されるよう強く要望する。

記

- 1 中国の当該防空識別圏を即時撤回するよう中国へ強く要求し続けること。
 - 2 同盟国である米国をはじめ、周辺諸国、国際社会及び国際連合をはじめとする国際機関と緊密に連携しつつ、中国に対し強く自制を求めること。
 - 3 自衛隊による同海空域での警戒監視活動を強化するとともに、引き続き毅然たる態度で必要なあらゆる措置を講じること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月19日

熊本県議会議長 藤川 隆 夫

衆議院議長	伊吹文明様
参議院議長	山崎正昭様
内閣総理大臣	安倍晋三様
法務大臣	谷垣禎一様
外務大臣	岸田文雄様
財務大臣	麻生太郎様
国土交通大臣	太田昭宏様
防衛大臣	小野寺五典様
内閣官房長官	菅義偉様